

平成25年（行ウ）第5号

島根原子力発電所3号機原子炉設置変更許可処分無効確認等請求事件

原告 井口隆史 外427名

被告 国

平成25年（ワ）第84号

島根原子力発電所3号機運転差止請求事件

原告 井口隆史 外427名

被告 中国電力株式会社

準備書面（4）

－福井地方裁判所大飯原発差止訴訟判決を踏まえて－

2014年12月17日

松江地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 妻 波 俊一郎

同 安 田 壽 朗

同 岡 崎 由美子

同 水 野 彰 子

ほか

記

原告らは、平成26（2014）年5月21日、福井地方裁判所で言い渡された関西電力大飯原発3、4号機運転差止判決（以下、「大飯判決」という）について、その内容と本件訴訟にもたらす影響について、以下のとおり主張する。

第1 大飯判決の内容と意義・評価

1 はじめに

(1) 平成25（2013）年2月15日、福井地裁の裁判の第1回口頭弁論期日が開かれ、その後の1年3ヶ月の審理では8回の口頭弁論と7回の進行協議期日が開かれ、裁判所から原告・被告双方に対する積極的、かつ、的確な求釈明が繰り返され、短期間ではあったが、非常に充実した審理が行われた。

同訴訟は、証人尋問も行われないうまま、2014（平成26）年3月27日に結審し、5月21日に判決が言い渡された。

(2) 福島原発事故という史上最大かつ最悪の大災害を経た日本で、政府が、その反省も全くないまま、原発の再稼働・原発輸出に突っ走らる中で出された原発の運転差止を認めた大飯判決は、その結論のみならず、理由付けの的確さ、さらには判決文の表現のわかりやすさと説得力のある内容で、歴史に残る判決となった。

そして、大飯判決は、福島原発事故後に全国各地で提起された原発の安全性をめぐる本案訴訟の中で、はじめての司法判断であるとともに、その判断内容は大飯原発にとどまらず、本件島根原発3号機にもそのまま妥当するものである。

(3) そこで、本準備書面においては、大飯判決の内容と意義・評価を述べるものである。

2 大飯判決は、福島原発事故の被害の事実から出発し、その事実・経験を踏まえた判決である。

大飯判決は、まず福島原発事故の被害を確認するところから出発している。

判決は、冒頭において、「福島原発事故においては、15万人もの住民が避難生活を余儀なくされ、この避難の過程で少なくとも入院患者等60名がその命を失っている。家族の離散という状況や劣悪な避難生活の中でこの人数を遥かに超える人が命を縮めたことは想像に難くない。さらに、原子力委員会委員長（近藤駿介氏—引用者注）が福島第一原発から250キロメートル圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討したのであって、チェルノブイリ事故の場合の住民の避難区域も同様の規模に及んでいる。」と認定している。

このように、大飯判決は、福島原発事故の事実・経験に、司法が正面から向き合い、これを直視し、それに対し、どのように総括するかという視点で貫かれている。

第2 重大事故の具体的危険性が万が一でもあれば、差し止めが認められる。

1 人の生命を基礎とする人格権は経済活動の自由に優越する

大飯判決の骨格は、次のようなものである。まず、人の生命を基礎とする人格権について「我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない」と、もっとも重要な権利であることをはっきりと認め、原発に求められる安全性について、原発の稼働は経済活動の自由という範疇にあり、憲法上、人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきだと述べ、「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるの

は原子力発電所の事故のほかは想定し難い」として、福島原発事故のような事態を招くような「具体的危険性が万が一でもあれば」、差止めが認められるのは当然であると述べている。この判決の判断基準として最も注目すべき部分はこの点である。

2 司法の責務・覚悟を示した大飯判決

従来、原発の運転差し止めや設置許可処分の無効・取消しを求める同種の訴訟では、裁判所が、原発の運転にともなう安全確保という高度に専門的・技術的な問題については裁判所としての判断を避けて、行政の専門技術的裁量に委ねる傾向があった。しかし、この点について、大飯判決は「原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい」と述べている。

これは、福島原発事故後に求められた司法の責務・覚悟を認識し、示した判決といえる。

3 行政に追随しない

(1) 上記に続いて大飯判決は、裁判所が具体的危険性の有無を判断することは、「人格権の我が国の法制における地位や条理等によって導かれるものであって、原子炉規制法をはじめとする行政法規の在り方、内容によって左右されるものではない」としている。

原発事故の、万が一の事故の被害の大きさに鑑みて、そのような被害が万が一にも起きないように、安全審査は厳密に行なわれなければならないということは、過去、伊方原発をめぐる行政訴訟の最高裁判決でも示されていた。今回の大飯判決は、その部分を活かし

つつ民事差止訴訟においては、新規制基準の合理性や規制委員会の新規制基準適合性審査の適否という観点ではなく、人格権と条理等の観点から、具体的な危険性が万が一にもあるかどうかを裁判所として判断する立場をとった。

- (2) 伊方原発最高裁判決では、行政訴訟において、原発の安全性の審査については、専門家の専門技術的知見を尊重するという論理を採用しており、その後の民事差止訴訟においては、この点に関し、特段の注意が払われることなく、行政訴訟における上記論理が民事差止訴訟においても当てはまる、という前提で判断がされてきた。しかし、大飯判決は、行政訴訟と民事訴訟とでは別の考慮が必要であるという原点に立ち戻り、これまでの民事訴訟における判断の在り方を乗り越える論理として、民事訴訟の判断の根拠である人格権と条理等という原点に立ち返る考えを示したのである。

だからこそ、大飯判決は、原子力規制委員会の審査の結果を待たずに判決を出すことができたのである。

4 新規制基準の合理性を否定した

- (1) 大飯判決は、新規制基準の合理性自体を否定している。

大飯原発には地震の際の冷やす機能、閉じ込める構造に欠陥があり、ストレステストのクリフエッジを超える可能性や基準地震動(700ガル)を超える地震動の可能性を認めるとともに、基準地震動自体の信頼性・合理性に疑問を投げかけた。

また、使用済み核燃料プールに堅固な施設を求めないことに合理性がないこと等を指摘し、これらの問題についてなんら規制しない新規制基準の合理性自体を否定したのである。

- (2) 規制委員会の新規制基準適合評価を受けた川内原発をはじめとする原発の再稼働が政府・立地自治体等でじゃにむに推進されようと

している今、新規制基準の不合理性を具体的、かつ、誰にもわかる言葉で判断した大飯判決の意義は、本件訴訟でも再確認されるべきである。

5 まとめ

以上のとおり、大飯原発は、「大きな自然災害や戦争以外で、（人格権という）この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは、原子力発電所の事故のほかは想定しがたい」こと、さらには、福島原発事故という、それまで国や電力会社が「想定外としていた」事故が発生し、冒頭に述べたような被害を生じさせた事実を踏まえ、「福島原発事故のような事態を招くような「具体的危険性が万が一でもあるか」という新たな判断枠組を示したものである。

そして、この判断枠組は、本件訴訟においても相当性・妥当性があるものであり、採用されるべきである。

第3 冷却機能の維持ができなくなる可能性がある

大飯判決は、大飯原発には地震の際の冷やす機能、閉じ込める構造に次のとおり欠陥があると述べている。

1 ストレストテストのクリフエッジを超える可能性を認めた

(1) 大飯判決は、以下のように述べて、当該原発に影響を及ぼす地震動の大きさについて、ストレストテストのクリフエッジ（1260ガル）を超える可能性を認めた。

前提として、1260ガルを超える地震では冷却システムが崩壊し、メルトダウンに結びつくことは関西電力も認めている。

大飯判決は、「原子力発電所は地震による緊急停止後の冷却機能について外部からの交流電流によって水を循環させるという基本的

なシステムをとっている。1260ガルを超える地震によってこのシステムは崩壊し、非常用設備ないし予備的手段による補完もほぼ不可能となり、メルトダウンに結びつく。この規模の地震が起きた場合には打つべき有効な手段がほとんどないことは被告において自認しているところである。」と判示し、ストレステストのクリフエッジの基準とされた1260ガルを超える地震も起こりうると判断した。

すなわち、「我が国の地震学会においてこのような規模の地震の発生を一度も予知できていないことは公知の事実である。地震は地下深くで起こる現象であるから、その発生の機序の分析は仮説や推測に依拠せざるを得ないのであって、仮説の立論や検証も実験という手法がとれない以上過去のデータに頼らざるを得ない。確かに地震は太古の昔から存在し、繰り返し発生している現象ではあるがその発生頻度は必ずしも高いものではない上に、正確な記録は近時のものに限られることからすると、頼るべき過去のデータは極めて限られたものにならざるをえない。」と判示した。

ここで述べられていることは、地震科学のような限られたデータでかつ実験ができないという地震学の科学としての本質的な限界を指摘したものであり、原子力を巡る科学技術の不確実性ととともに、何人も否定できない事実である。

- (2) そして、「大飯原発には1260ガルを超える地震は来ないとの確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能である。むしろ、①我が国において記録された既往最大の震度は岩手宮城内陸地震における4022ガルであり、1260ガルという数値はこれをはるかに下回るものであること、②岩手宮城内陸地震は大飯でも発生する可能性があるとする内陸地殻内地震であること、③この地震が

起きた東北地方と大飯原発の位置する北陸地方ないし隣接する近畿地方とでは地震の発生頻度において有意的な違いは認められず、若狭地方の既知の活断層に限っても陸海を問わず多数存在すること、④この既往最大という概念自体が、有史以来世界最大というものではなく近時の我が国において最大というものにすぎないことからすると、1260ガルを超える地震は大飯原発に到来する危険がある。」と判示した。

(3) 関西電力は、大飯原発訴訟の控訴理由書の中で、断層の大きさ、断層破壊の起こり方、地盤の増幅特性が異なり、大飯判決は地域性を無視した議論だなどと反論している。また、4022ガルの観測値には縦揺れ成分が大きく、これをもって大飯原発の危険とするのは誤りであるなどとも主張している。

たしかに4022ガルという数字は柔らかい地盤によって増幅された結果の数字であるが、地震動が大きくなった理由を特殊な地域性に求めるのは合理的ではない。それは地震が起きた後にわかることである。

(4) そもそも大飯原発4号機では、基準地震動の1倍未満で外部電源喪失が起こり、1.75倍で補助冷却水の喪失、1.99倍で大破断LOCA、2倍で炉心損傷直結などとなっている。そして本件原発では基準地震動(700ガル)の1.8倍(1260ガル)をクリフエッジとしている。クリフエッジとは、これ以上の揺れがきたらいかに手を尽くしても炉心損傷・溶融に至るというものであり、大飯判決は、このクリフエッジを重視して、そのような可能性として4022ガルを引き合いに出したに過ぎない。

基準地震動は、過去に記録ある少数の地震の平均像をもとに地震動を想定しており、地震発生の機序が完全に解明されているわけで

はないから、地震が起きる前には、それぞれの地点に地震動を増幅させる他の特殊な要因があるかないかは、そもそも正確には予測不可能であり、想定よりも非常に大きな地震が起きる可能性は常に存在するのである。

このように、ストレステストのクリフエッジの基準である1260ガルを超える地震が起これり得るということであるから、その場合、過酷事故が発生する可能性の具体的危険性があることは明らかである。

2 700ガルを超えて1260ガルに至らない地震について

大飯判決は、以下のように述べて、クリフエッジである1260ガルに至らない地震によっても、過酷事故につながる危険があることを認めた。

(1) イベントツリーについて

ア 関西電力は、設計基準地震動である700ガルを超えるがストレステストのクリフエッジである1260ガルに至らない地震については、シビアアクシデントに対する対応策があり、大事故に至らないと主張する。

イ しかし、大飯判決は、イベントツリーによる対策が有効であることは論証されていないし、次のように述べて、その実効性も認められないとした。

第1に、「事態が深刻であるほど、それがもたらす混乱と焦燥の中で適切かつ迅速にこれらの措置を取ることを原子力発電所の従業員に求めることができない。」「地震はその性質上、従業員が少なくなる夜間も昼間と同じ確率で起こる。・・夜間の宿直人員数については規制基準が及ばないとしても、本件における危険性の判断要素と成るところ、突発的な危機的状況に直ちに対応で

きる人員がいかほどか、あるいは、現場において指揮命令系統の中心となる所長が不在か否かは、実際上は、大きな意味を持つことは明らかである」。

第2に、イベントツリーにおける対応策を取るためにはいかなる事象が起きているのかを把握できていることが前提になるが、「この把握が極めて困難である」「福島原発事故」でも「地震がいかなる箇所にもどのような損傷をもたらす、それがいかなる事象をもたらしたかの確定には至っていない」「事故現場に立ち入ることができないため、原因を確定できないままになってしまう可能性が高い」。

第3に、「仮にいかなる事態が起きているか把握できたとしても・・・全交流電源喪失から炉心損傷開始までは5時間余りであり、炉心損傷からメルトダウン開始までの時間も2時間もないのであって、たとえ小規模の水管破裂であったとしても10時間足らずで、冷却水の減少によって炉心損傷に結びつく可能性がある」とされている。

第4に、「とるべきとされる手段のうち、いくつかはその性質上、緊急時にやむを得ずとる手段であって、普段からの訓練や試運転にはなじまない」。

第5に、「地震によって複数の設備が同時にあるいは相前後して使えなくなったり故障したりすることは機械というものの性質上当然考えられることであって、防御のための設備が複数備えられていることは地震の際の安全性を大きく高めるものではない」。

第6に、「実際に放射性物質が一部でも漏れればその場所での作業は不可能となる。最悪の事態を想定すれば中央制御室からの避難をも余儀なくされることになる」。

第7に、「大飯原発に通ずる道路は限られており、施設外部からの支援も期待できない」。

このように、シビアアクシデント対策はもちろん準備しなければならぬが、仮に、そのような準備がなされているとしても、確実に過酷事故が防げるというものではないのである。

(2) 基準地震動の信頼性

また、大飯判決は、基準地震動に信頼性が無いことについて、次のように述べた。すなわち、「被告は、大飯の周辺の活断層の調査結果に基づき活断層の状況等を勘案した場合の地震学の理論上導かれるガル数の最大数値が700であり、そもそも、700ガルを超える地震が到来することはまず考えられないと主張する。しかし、この理論上の数値計算の正当性、正確性について論じるより、現に、下記のとおり、全国で20箇所にも満たない原発のうち4つの原発に5回にわたり想定した地震動を超える地震が平成17年以後10年足らずの間に到来しているという事実を重視すべきは当然である。」として、基準地震動の信頼性の低さを、現実に起こった事実から端的に指摘した。

上記の5回というのは、次の5回を示している。

- ①平成17年8月16日／宮城県沖地震／女川原発
- ②平成19年3月25日／能登半島地震／志賀原発
- ③平成19年7月16日／新潟県中越沖地震／柏崎刈羽原発
- ④平成23年3月11日／東北地方太平洋沖地震／福島第一原発
- ⑤平成23年3月11日／東北地方太平洋沖地震／女川原発

石橋克彦氏（地震学）によれば、実は5回ではなく、7回だという。東北地方太平洋沖地震時の東海第二原発と2012（平成24）年4月7日の余震時の女川原発でも基準地震動を超えているという

（石橋克彦「原発規制基準は『世界で最も厳しい水準』の虚構」『科学』2014年8月号岩波書店876ページ）。

そして、「地震の想定に関しこのような誤りが重ねられてしまった理由については、・・・今後、学術的に解決すべきものであって、当裁判所が立ち入って判断する必要のない事柄である」とする。

大飯判決は、「これらの事例はいずれも地震という自然の前における人間の能力の限界を示すものというしかない」と述べ、「本件原発の地震想定が基本的には上記4つの原発におけるのと同様、過去における地震の記録と周辺の活断層の調査分析という手法に基づきなされたにもかかわらず、被告の本件原発の地震想定だけが信頼に値するという根拠は見い出せない」と判示している。

（3）安全余裕について

また、関西電力は、これまでの原発訴訟においても見られたように、「被告は本件5例の地震によって原発の安全上重要な施設に損傷が生じなかったことを前提に、原発の施設には安全余裕ないし安全余裕度があり、たとえ基準地震動を超える地震が到来しても直ちに安全上重要な施設の損傷（機能喪失）の危険性が生じることはない」と主張している。

このような主張に対して、大飯判決は、「一般的に設備の設計に当たって、様々な構造物の材質のばらつき、溶接や保守管理の良否等の不確定要素が絡むから、求められるべき基準をぎりぎり満たすのではなく同基準値の何倍かの余裕を持たせた設計がなされることが認められる」とし、「このように設計した場合でも、基準を超えれば設備の安全は確保できない。この基準を超える負荷がかかっても設備が損傷しないことも当然あるが、それは単に上記の不確定要素が比較的安定していたことを意味するにすぎないのであって、安

全が確保されていたからではない」。 「したがって、たとえ、過去において、原発施設が基準地震動を超える地震に耐えられたという事実が認められたとしても、同事実は、今後、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しても施設が損傷しないということをなんら根拠づけるものではない。」と判示する。

これは、設計基準と安全余裕のあり方に対する正確なとらえ方である。実は、2007（平成19）年7月中越沖地震時の柏崎原発では1700ガルの揺れによって、3000箇所の同時故障が発生し、原発の冷温停止にも手間取った。決して過去に安全上重要設備に損傷を生じなかったとは言えないのである。

部品だけで数百万もあるという原発は、いわば時計のような精密機械で、ストレステストのクリフエッジを超える揺れではなくても、もっと少ない衝撃で、一部の機能が失われれば、炉心溶融につながる危険性があるのである。

3 700ガルに至らない地震について

(1) 大飯判決は、「本件原発においては基準地震動である700ガルを下回る地震によって外部電源が断たれ、かつ主給水ポンプが破損し主給水が断たれるおそれがあると認められる。」として、基準地震動700ガルを下回る地震によっても事故を招く危険性を指摘した。

(2) まず、施設損壊の影響について、「外部電源は緊急停止後の冷却機能を保持するための第1の砦であり、外部電源が断たれば非常用ディーゼル発電機に頼らざるを得なくなるのであり、その名が示すとおりこれが非常事態であることは明らかである。福島原発事故においても外部電源が健全であれば非常用ディーゼル発電機の津波による被害が事故に直結することはなかったと考えられる。主給水

は冷却機能維持のための命綱であり、これが断たれた場合にはその名が示すとおり補助的な手段にすぎない補助給水設備に頼らざるを得ない。前記のとおり、原子炉の冷却機能は電気によって水を循環させることによって維持されるのであって、電気と水のいずれかが一定時間断たれば大事故になるのは必至である。原子炉の緊急停止の際、この冷却機能の主たる役割を担うべき外部電源と主給水の双方がともに700ガルを下回る地震によっても同時に失われるおそれがある。そして、その場合には(イベントツリー記載の事象に対する対策等)で摘示したように実際にはとるのが困難であろう限られた手段が効を奏さない限り大事故となる。」と判示した。

- (3) 補助給水設備の限界について、「このことを、上記の補助給水設備についてみると次の点が指摘できる。緊急停止後において非常用ディーゼル発電機が正常に機能し、補助給水設備による蒸気発生器への給水が行われたとしても、①主蒸気逃がし弁による熱放出、②充てん系によるほう酸の添加、③余熱除去系による冷却のうち、いずれか一つに失敗しただけで、補助給水設備による蒸気発生器への給水ができないのと同様の事態に進展することが認められるのであって、補助給水設備の実効性は補助的手段にすぎないことに伴う不安定なものといわざるを得ない」また、「上記事態の回避措置として、イベントツリーも用意されてはいるが・・・各手順のいずれか一つに失敗しただけでも、加速度的に深刻な事態に進展し、未経験の手作業による手順が増えていき、不確実性も増していく。事態の把握の困難性や時間的な制約のなかでその実現に困難が伴う」と認めた。
- (4) これに対する関西電力の主張については、「被告は、主給水ポンプは安全上重要な設備ではないから基準地震動に対する耐震安全性の確認は行われていないと主張するが・・・主給水ポンプの役割は

主給水の供給にあり、主給水によって冷却機能を維持するのが原子炉の本来の姿であって、そのことは被告も認めているところである。安全確保の上で不可欠な役割を第1次的に担う設備はこれを安全上重要な設備であるとして、それにふさわしい耐震性を求めるのが健全な社会通念であると考えられる。このような設備を安全上重要な設備ではないとするのは理解に苦しむ主張であるといわざるを得ない。」と述べ、これを退けている。

(5) 規制当局側も福島原発事故直後には外部電源などの重要度を上げることが検討したが、結局のところ、コストがかかりすぎるとして見送られてきた。

この点について関西電力の控訴理由では、原判決が指摘する「主給水ポンプ」と「外部電源」は「安全上重要設備」でなく、大飯判決のような指摘は原発の設計の基本を理解していないなどと批判している。

しかし、これら二つの設備の機能が失われると、ただちに原子炉冷却機能が損なわれ、他の安全上重要な設備の作動が必要となる。安全上重要な設備ではなくても、これら二つの設備の耐震性を高めることは深層防護（守りや備えを何層にもするという考え方）の観点からも重要である。大飯判決の指摘は、本質的な問題提起である。

地震がまれにしか起きない国において原発を設置する際には、主給水系や外部電源のような設備をコスト重視のために耐震レベルを下げるといような設計の考え方もあり得たのかもしれない。しかし、大飯判決は、大規模な地震が続く日本において、外部電源や主給水系という極めて重要な機能を持つ設備が基準地震動以下の地震によって機能喪失することは、安全性のレベルとしては認められないとしているのである。

大飯判決のそのような判断は、万が一にも福島原発事故のような重大事故を再発させて、多くの人々の人格権を侵害してはならないとする裁判所の一貫した考え方・決意の表れといえると考ええる。

4 小括

(1) この冷却機能喪失の危険性の総括として、大飯判決は、次のように結論づける。

「日本列島は太平洋プレート、オホーツクプレート、ユーラシアプレート及びフィリピンプレートの4つのプレートの境目に位置しており、全世界の地震の1割が狭い我が国の国土で発生する。・・・この地震大国日本において、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにしかすぎない上、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るとするのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる。このような施設のあり方は原子力発電所が有する前記の本質的な危険性についてあまりにも楽観的といわざるを得ない。」

このように、大飯判決は、大飯原発の危険性は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できるとしているのである。

(2) 島根原発3号機については、中国電力はいわゆるストレステストを実施していない。

しかし、島根原発3号機についても、基準地震動に対する耐震裕度の設定等については、基本的にはその問題点は島根原発2号機と変わらない。

そして、島根原発2号機に対し、中国電力が行ったいわゆるストレステストの報告書（平成24年8月「発電用原子炉施設の安全性

に関する総合評価（一次評価）に係る報告書（島根原子力発電所2号機）」では、基準地震動の解放基盤表面上の最大加速度は600ガルであり、地震に対するクリフエッジは原子炉にある燃料に対しては、耐震裕度1.69（1014ガル）、燃料プールにある燃料に対しては、耐震裕度1.96（1176ガル）であるとされている。

したがって、クリフエッジを超える地震動、基準地震動を超える地震動、基準地震動に至らない地震動の3つにわけて、それぞれの場合の冷却機能喪失と炉心溶融に至る危険性に関する大飯判決の指摘する内容は、そのまま島根原発3号機にも妥当するものである。

第4 使用済み核燃料の危険性（閉じ込めるといふ構造について）

- 1 さらに、大飯判決は、原子炉から取り出された使用済み核燃料について、なお崩壊熱を発生し続けているので、水と電気での冷却を継続しなければならぬにもかかわらず、堅固な設備が存しないことから、その閉じ込め機能が維持できなくなる危険性を強く指摘した。

判決は、福島原発事故の際、4号機の使用済み燃料プールに納められた使用済み燃料が危機的状況に陥り、この危険性のゆえに、原子力委員会近藤委員長が、東京都を含めた250キロメートルの範囲の住民の避難計画を検討したことを、重ねて指摘し、4号機の使用済み燃料プールが破滅的事態を免れ、前記の避難計画が現実のものにならなかったのは僥倖ともいえると述べている。

- 2 その上で、大飯判決は、被告が原子炉格納容器の中の炉心部分が高圧・高温の一次冷却水で満たされており、仮に配管などの破損により一次冷却水の喪失が発生した場合には放射性物質が放出される虞があるのに対し、使用済み核燃料は、通常40度に保たれた水により冠水

状態で貯蔵されているので冠水状態を保てばよいだけであるから堅固な施設で囲いこむ必要はないと主張するのに対して、以下のとおり、これを失当として退けた。

(1) 冷却水喪失事故について

大飯判決は、「使用済み核燃料においても破損により冷却水が失われれば被告のいう冠水状態が保てなくなるのであり、その場合の危険性は原子炉格納容器の一時冷却水の配管破断の場合と大きな違いはない」とする。

また、原子炉格納容器という堅牢な施設で核燃料を閉じ込めるという機能は、放射性物質を外部に漏らさないということを目的にするが、外部からの事故から核燃料を守るという側面もあり、福島原発4号機の経験からも、使用済み核燃料も原子炉格納容器の中の炉心部分と同様に外部からの不測の事態に対して堅固な施設によって防御を固められてこそ、初めて万全の措置をとられているということができるとする。

(2) 電源喪失事故について

大飯判決は、「使用済み核燃料も崩壊熱を発生続けるから、全電源喪失によって危険性が高まるものの、原子炉内のような早さで危険性が高まるものではない」としつつ、「地震によって、燃料プールの冷却設備が損壊する具体的危険性があり、さらには、そのような場合には、これと平行ないし先行して隣接する原子炉も危機的状況に陥っていることが多いということも念頭に置かなければならないから、被告の主張するように確実に給水ができるとは認めがたい」とする。

また、判決は、「大飯原発では、全交流電源喪失から3日を経ずして冠水状態が維持できなくなる」と指摘するとともに、「深刻な

事故においては、発生した事象が新たな事象を連鎖的に招いたりするものであり、深刻事故がどのように進展するかの予想はほとんど不可能である」とする。

判決は、大飯原発では、「全交流電源喪失から3日を経ずしてプールの冠水状態を維持できなくなる危機的状況に陥る。そのようなものが、堅固な設備に閉じ込められないまま、いわばむき出しに近い状態になっているのである」とその危険性を指摘しているのである。

3 小括

以上を踏まえ、大飯判決では、「使用済み核燃料は本件原発の稼働によって日々生み出されているものであるところ、使用済み核燃料を閉じ込めておくための堅固な設備を設けるためには膨大な費用を要するということに加え、国民の安全が優先されるべきであるとの見識に立つのではなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとにかような対応が成り立っていると云わざるを得ない。」と厳しく指摘した。

この指摘は、まさしく、島根原発3号機にもそのまま妥当するものである。

第5 結論を導く部分について

1 原発の現在の安全性について

大飯判決は、大飯原発の有する安全性のレベルについて、「国民の生存を基礎とする人格権を放射性物質の危険から守るという観点からみると、本件原発に係る安全技術及び設備は、万全ではないのではないかと疑いが残るといふにとどまらず、むしろ、確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものであると認めざるを得ない。」と判示し、極めて厳しい見方をしている。

2 国民が根を下ろして生活していることが国富である

判決は、さらに、以下のように述べ、関西電力の原発がコストの低減等につながるという主張を、人格権の侵害や環境汚染の防止等の観点から、厳しく退けた。

「被告は本件原発の稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながる」と主張するが、当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。」「このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている。

また、関西電力は、原子力発電所の稼働がCO₂（二酸化炭素）排出削減に資するもので環境面で優れている旨主張するが、原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。」

このような判示は、福島原発事故のような被害を二度と繰り返させてはいけないとの観点から、まさに、司法の良心が生きていたということ、当事者のみならず、日本（国民、社会、国）、世界全体に示した判決であるといえる。

第6 大飯判決が本件訴訟に及ぼす影響について

1 大飯判決を特殊な判決と捉えることは誤りである

(1) 大飯判決は、福島原発事故という深刻な事故を真正面から見据えた司法判断である。福島原発事故のような深刻な事故を二度と繰り返してはならないという原告団、弁護団、良心的な科学者、ひいては国民世論の一致した声が司法の場にも、ようやく届いたのである。判決言渡日のテレビに幾度となく映し出された「司法は生きていた」の垂れ幕は、国民に多くの感動を与えたが、本件訴訟の原告及び弁護団にとっても、大きな励ましでもあった。

このような判示は、まさに、司法の良心が生きていたということを示した判決である。決して一部の裁判官の考え方によるものと評価すべきではなく、関西電力及び他の電力会社も抗いようのない事実にもとづいて、誰もが納得できる論理によって導き出された骨太の判決であり、容易に覆すことはできない論理構造と法的判断になっている点が重要である。

(2) 大飯判決では、どれほどの地震が大飯原発で起きうるかという基準地震動が大きな争点になった。もともと、地震や津波などの自然現象について、現代の科学においても、「確実」に予測することなど不可能である。それを確実な想定に絞って対処する（つまり、不確実なものは想定から除外されることになる）としてきた従来の考え方は、そもそもの出発点として誤っていた。

大飯判決は、この点について、「現に、全国で20箇所にも満たない原発のうち4つの原発に5回にわたり想定した地震動を超える地震が平成17年以後10年足らずの間に到来しているという事実を重視すべきは当然である。地震の想定に関しこのような誤りが重ねられてしまった理由については、今後学術的に解決すべきものであって、当裁判所が立ち入って判断する必要のない事柄である。こ

これらの事例はいずれも地震という自然の前における人間の能力の限界を示すものというしかない。本件原発の地震想定が基本的には上記4つの原発におけるのと同様、過去における地震の記録と周辺の活断層の調査分析という手法に基づきなされたにもかかわらず、被告の本件原発の地震想定だけが信頼に値するという根拠は見い出せない。」と明快に指摘した。この部分がこの判決の核心である。

判決は、実際に過去に誤りを重ねてきたという誰にでも理解可能な「実績」を重視し、大飯原発がそれと同じ手法を用いている以上、また同じ過ちを犯すかも知れないではないか（その可能性が高い）と、これまた誰にでも理解できる論理で問題を指摘した点が極めて画期的であり、強い説得力を持つ論理である。

2 判示事項の共通性

(1) 大飯判決が大飯原発を差し止めるべきと判断した理由のうち、主給水の遮断が基準地震動以下の地震動によって生じることについては、加圧水型原子炉の問題であり、本件島根原発3号機のような沸騰水型の原発には当てはまらない。

(2) しかし、それ以外の判示は、大飯原発3、4号機のみならず、島根原発3号機を含む全国の原発のすべてにあてはまるものである。即ち、この判決は、大飯原発3、4号機に限らず、原発が抱える本質的な危険性を認めた判決であると評価することができる。

(3) したがって、大飯判決の判決理由を、誰もが納得しうる根拠と理由を示してすべて否定できない限り、日本の原発訴訟において、原告敗訴の判決を下すことはできない状態になったといっても、決して過言ではない。

3 判決はゼロリスクを求めたものではない

(1) 大飯判決は、福島原発事故のような深刻な災害が万が一にも起こ

らないようにすることを司法判断の基準とし、民事差止訴訟においては、行政訴訟の場合のように、規制基準の適合性や規制委員会の審査の適否という観点ではなく、人格権と条理等の観点から、具体的な危険性が万が一にもあるかどうかを裁判所として直接判断するという立場をとった。だからこそ、規制委員会の適合性審査の結果を待たずに判決を出すことができたのである。伊方原発の最高裁判決では原発の高い安全性を求めながら、設置許可処分の無効・取り消しの可否については専門家の判断を尊重するかのような矛盾した論理を採用していたが、それを乗り越える論理として、民事訴訟の提訴の根拠である人格権と条理等という原点に帰る考えで克服しようとしている。

(2) これに対しては、大飯判決はゼロリスクを求めるものだという批判がある。大飯判決が、人格権侵害を招く具体的な危険性が「万が一でも」あれば、差し止めが認められると述べたことを根拠にするようである。

しかし、本件判決は、万が一の「具体的な危険性」の立証を原告に求めたのであって、決してゼロリスクを求めているのではない。

(3) 福島原発事故のようなシビアアクシデントの発生するリスクは、現在のところ確率論的リスク評価（PRA）によって測られ、規制委員会も、将来発生するシビアアクシデントの発生する確率を計算している。

しかし、原発では、想定される事故の規模があまりに甚大であるから、きわめて厳格な規制基準が必要であり、過酷事故の被害は取り返しがつかない悲惨なものであることを考えると、PRAで原発の安全性（危険性）を論じることは誤っている。

(4) しかも、田中原子力規制委員会委員長は川内原発の適合性の審査

において、適合との結果を出しながらも、一方では、「規制委員会は適合性審査を行うだけで、安全を保証するものではない」とも述べている。また、ゼロリスクの立場を取らないとしている論者達が、具体的なリスク評価をしてそれを国民に明らかにしているわけではない。

4 安全審査基準の見直しが必須である

(1) 現在、全国の12原発18基について、原子力規制委員会の適合性審査が実施され、進んでいる。私たち原告らは、規制委員会に対して、福島第一原発事故という現実を見つめ直し、大飯判決の具体的な指摘を正面から受け止め、再稼働のための基準適合性審査を中止し、耐震設計、基準地震動、耐震重要度分類、共通原因故障などの諸点について、根本的な再検討を行うよう求めている。

(2) 新規制基準とこれに基づく規制委員会の審査には多くの問題点が存する。以下、何点か指摘する。

第1に、福島原発事故の事故原因について深く追求していないことである。事故原因を徹底的に分析し、その知見を規制基準策定に活かすことが、福島原発事故のような事故を万が一にも生じさせないことの第1歩である。

しかるに、その点を追求することなく策定された新規制基準には、そもそも信頼性がない。

第2に、規制基準について、政府は「世界最高水準」等というが、実際には、遵守すれば、不合格の判定とせざるを得ない必須の要件を、意図的に規制基準から外してしまっていることである。

たとえば、従来の「設計基準指針（安全設計指針）」を基本的に変えずに踏襲し、「設計基準事故」として「単一の機器の故障」しか想定せず、地震・津波など自然現象によって共通に引き起こされ

る「複数の機器の同時故障」を対象にしていない。

また、「立地審査指針」を廃止し、これ対応した規定を制定していないし、安全上重要な機器のレベルを定めた「安全機能の重要度分類に関する審査指針」にも手を付けていない。

最近のヨーロッパの原発の標準設計が、コアキャッチャーや航空機落下に備えた二重ドームを備えているのに比して、実態としては、従来の原発の設備はそのまま、重大事故対応の可動式設備をつけて安全性を強化したと主張しているに過ぎない。

第3に、規制基準に加えるべき事項について、その整備が間に合わないという理由で、規制基準への取り込みを遅らせたままであるという点である。即ち、規制基準の適用対象を原子炉施設内のみに限っていること、原子炉施設外の設備や防災対策、周辺地域の防災・避難計画は、本来原子力規制委員会が原子力利用の安全確保を一元的に司る以上、規制基準を設けて審査すべきである。

第4に、規制基準を満たしていない施設についても、一定の期限内に整備すればよしとしていることである。たとえば、島根原発ではないが、加圧水型軽水炉のフィルター付きベント装置がそれである。

第5に、規制基準の適用に関して、その評価を事業者に委ねており、規制委員会自身による技術審査には重大な不備がある。

そもそも規制委員会で独自評価をしていない上、過酷事故対策の評価についてクロスマッチ解析を行っていない点や、重大事故対策のシナリオも事業者の策定に委ねている等、規制委員会の第三者機関としての独立性を欠き、厳格な安全性審査の制度になっていない。

5 この大飯判決を福島原発事故後の司法の判断基準とすること

(1) 大飯判決は、その結論を導き出す過程において、「国民の生存を

基礎とする人格権を放射性物質の危険から守るという観点からみると、本件原発に係る安全技術及び設備は、万全ではないのではないかと疑いが残るといふにとどまらず、むしろ、確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものであると認めざるを得ない。」と結論づけた。危険性のレベルはかなり高いという認識を示しているのである。

(2) 御庁に対しては、原発の安全性の判断の基軸として、大飯判決の示した判断基準を是非とも共有していただきたい。

3.1.1 後も、原発の安全性は本質的には改善はなされていない。このような状況で原発の再稼働を認めなかった大飯判決は、まさに市民の常識に沿って司法の良識を示したと言える。原告らは、のような大飯判決の考え方を、貴裁判所におかれても、福島原発事故という悲劇を経験した日本の国の司法の良心に基づくものとして、その揺るぎない判断の基準とされるよう、強く求めるものである。

以 上